

## はじめに

気象庁では、地球温暖化による影響評価、地球温暖化の緩和策及び適応策の検討の推進、地球温暖化に関する科学的知見の普及・啓発等に寄与することを目的に、平成8年度から地球温暖化予測モデルの結果を「地球温暖化予測情報」として公表している。

平成29年3月には、気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告書（IPCC, 2013）（以下「AR5」という。）で用いられたシナリオの中で最も温室効果ガスの排出が多いRCP8.5シナリオ（詳細は付録Bを参照）に基づいた「地球温暖化予測情報第9巻」を公表した。

他方、地球温暖化等に伴う気候変動影響<sup>1</sup>が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応<sup>2</sup>に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等の措置を講ずることにより、気候変動適応の推進を図る事等を目的とした「気候変動適応法」が平成30年6月13日に公布・同年12月1日に施行された。

この法律では、「地域での適応の強化」が柱の一つとして挙げられており、これにより地方公共団体では、当該区域における気候変動適応計画の策定等、適応に関する施策の推進に努めることとなった。

本書では、地方公共団体における気候変動適応推進等に資するべく、地球温暖化予測情報第9巻（気象庁, 2017）の計算結果に基づいた、北海道地方全体と気候特性や行政界を考慮した地域区分ごとの気候変化の将来予測を掲載する。

---

<sup>1</sup> 気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響のこと。（気候変動適応法第2条から引用）

<sup>2</sup> 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること。（気候変動適応法第2条から引用）